

特集：移民政策と国籍法

複数国籍の是非をめぐる国民的議論に向けた試論

武田 里子 大阪経済法科大学客員研究員

キーワード：国籍法 11 条 1 項，日露ハーフの国籍問題，「重国籍＝違法」の思い込み

2000 年代に入り国籍法によって生き方を制約されている当事者が声を上げ始めた。争点は明治憲法下の旧国籍法をそっくり引き継いだ国籍法 11 条 1 項である。同条文は外国籍を自己の志望により取得した者の国籍を自動的に喪失させる。ノーベル賞を受賞した「元日本人」は突出した事例だが、海外でキャリアを積めるような人びとがこの条文によって日本国籍を喪失している。日本で生まれ育つ数百人の日露ハーフが日本国籍を喪失している問題もある。2018 年 3 月「元日本人」らによる国籍法 11 条 1 項違憲訴訟が提起された。

複数国籍の是非について、政府は「国際的な動向を注視し、国民的議論を深める必要がある」との答弁を繰り返している。社会的には「重国籍＝違法」との思い込みがあるため、当事者の自己責任が問われるのみで、国籍問題からグローバル時代の国のあり方へと議論が広がる流れは今のところみられない。人の国際移動が頻繁に行われる状況を踏まえて、あらためて国民をどのように定義するかが問われているのではないか。

本稿の目的は、第 1 に国籍法自体に不可避免的に複数国籍を生じさせる条文があることを明らかにし、「重国籍＝違法」の思い込みを修正すること。第 2 に国籍法 11 条 1 項による国籍喪失者に焦点を当てながら、複数国籍の是非に向けた建設的な国民的議論のための論点を提示することにある。

1 はじめに

敗戦後の日本は法的枠組みを「日本人／植民地出身者／外国人」の三分法から「日本人／外国人」の二分法へと組み替えた（柏崎，2010：239）。この変更によって「外国人」の側に組み込まれた人びとによる、国籍や民族による差別的扱いの撤廃を求める運動は全国的な広がりを見せたが、日本人の国籍問題に関心が寄せられることは少なかった。当事者のほとんどが女性であったことも一因であろう。そもそも国際結婚した女性が日本国籍を維持できるようになったのは、1950 年に新国籍法が施行された以降のことであり、国際結婚した女性が子どもに日本国籍を継承できるようになったのは父母両系血統主義に国籍法が改正された 1985 年以降のことである。

2000年代に入り国籍問題がようやく社会問題として認識されるようになった。問題のひとつは出生により複数国籍を取得したいいわゆる「ハーフ」^{*1}と呼ばれる人たちの国籍選択制度の問題であり、もうひとつは自己の志望により外国籍を取得すると自動的に日本国籍が喪失する国籍法11条1項の問題である。どちらも複数国籍の容認が解決策になるが、政府は「国際的な動向を注視し、国民的議論を深める必要がある」との国会答弁を繰り返している（武田, 2017, 2018）。

複数国籍に関する国際的な動向はどのようになっているのだろうか。2011年の国連調査によれば、加盟196カ国中、53%の政府は外国に行きそこの国籍を取得した自国民が何ら制限なく自国の国籍を保持することを容認し、その他の19%の政府は外国に行った自国民が自国（出身国）の国籍を維持することを一定の条件の下で容認している。残り28%の政府のみが、複数国籍を許す規定を持たないとの調査結果であった。日本と同様に民族的出自を重視するエスノ文化的な国民理解を特徴としてきたドイツと韓国も2000年代に複数国籍を容認する方向に踏み出した。ドイツは1999年の国籍法改正で、最低8年間合法的にドイツに滞在している外国籍父母の間に生まれた子どものドイツ国籍を認め、さらに2014年には一定の要件を満たせば成人後も複数国籍を保持できるようにした（渡辺, 2014）。韓国は2010年に複数国籍者は韓国籍を選択し、国内で外国籍の権利を行使しない誓約書を提出することで複数国籍を維持できるようにした（詳細は本号特集の宣元錫論文参照）。理由は人口流出の抑制である。2006年までの10年間の累積をみると、韓国籍取得者5万人に対して、離脱者が17万人を超えたのだ（呉, 2016: 68）。「国際的な動向」に関しては複数国籍容認の流れにあると言って差し支えないだろう。残るのは「国民的議論」である。

はじめに議論の前提となる対象となる人口規模を確認しておこう。どちらも推計だが参照できるデータがふたつある。ひとつは政府（法務省）が各種データから複数国籍者を約89万人と推計していること^{*2}。もうひとつは是川（2018）による、帰化人口や国際児人口も含めた移民的背景を持つ人口約333万人（2015年時）という推計である。移民的背景をもつ人口は、25年後（2040年）には約727万人（人口比6.5%）、50年後（2065年）には約1076万人（同12.0%）になるとの見通しも示された。「日本人／外国人」の二分法では、日本人の多様化をとらえきれない。スポーツや芸能界で活躍する「ハーフ」への肯定的なイメージが広がる一方で、アジア系「ハーフ」の若者たちに「（国籍のことで）騒がないで」と言わせてしまう社会的状況がある。これは「重国籍＝違法」という図式が社会的に共有されていることが一因だろう^{*3}。

本稿の目的は、国籍法11条1項による国籍喪失者に焦点を当てながら、複数国籍の是非に向けた国民的議論のための論点を提示することにある。議論は次のように進めていく。第1に「日本人／外国人」の二分法が形成された歴史的背景を振り返り、第2に「国籍唯一の原則」は目指すべき理念にすぎないことを国籍法に基づいて確認する。第3に国籍の流動化という状況下を生きる人びとの実情を紹介し、最後に全体の議論をまとめる。使用する主なデータは、国籍法訴訟資料（日露ハーフの国籍確認訴訟・国籍法11条1項違憲訴訟）と国会法務委員会議事録、複数国籍学習会（以下、学習会）^{*4}及び当事者からのインタビュー記録である。

2 「日本人／外国人」の二分法

日本では、血統^{*5}と文化、国籍の3つがそろって初めて「純粋な日本人」とみなされる。本稿ではこれを「血統、文化、国籍」の三位一体と呼ぶことにする。血統には見た目の日本人らしさを含み、文化には「言語、価値観、生活習慣、生活様式において、いわゆる『日本文化』を内面化している」（福岡、1993：4）ことが自明のこととされている。「『日本は同質的社会だ』という言説には『日本は同質的社会であるべきだ』という価値観がセットになっている。『事実認識』の装いをもって『価値判断』が語られる時、無意識裡に不寛容がはさまれやすい」（同上：15）。戦前に多民族国家を標榜した帝国日本がどの様にして単一民族神話を自らの自画像とするようになったのかを分析した小熊（1995）は、帝国主義的拡大路線のトラウマを忘れるためだったと言う。

日本に限らず帝国を名乗った国々にとって、国民国家に再編する過程で元臣民の国籍をどのように扱うかは共通する課題であった。たとえば、イギリスは1948年に制定した国籍法で「英連邦市民」という地位を創設し、イギリス本国ではイギリス人と同等の地位を与えた。旧植民地出身者が一般外国人と同様に扱われるようになったのは1971年以降のことである（田中、1984：173）。オーストリアを併合したドイツは、オーストリア独立の前日にドイツ領内に居住するオーストリア人のドイツ国籍は全て消滅すると定めたが、その一方で、ドイツ領内に居住するオーストリア人は、意思表示があればドイツ国籍を回復する権利を有するとした（同上：174）。

両国との対比でみると、日本では帝国から国民国家への移行を極めて短期間に完了した。「血統、文化、国籍」の三位一体は、サンフランシスコ講和条約が発効する直前（1952年4月19日）に旧植民地出身者の日本国籍を一片の法務府民事局長通達によって喪失させるという荒業を繰り出すことによって成立したものである。この問題に関連する国会での政府答弁が残されている。1984年の父系血統主義から父母両系血統主義への国籍法改正は、女子差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一環であった。この時、土井たか子議員は、沖縄の成人無国籍者を救済するため移行措置の遡及時期を問題にした。憲法施行時にすべきだと主張する土井議員に対して、枇把田泰介・法務省民事局長は「平和条約以前に遡ると、それ以前に日本国籍を有していた朝鮮戸籍、台湾戸籍の人びとが一定の要件を持つことになる」^{*6}（下線は筆者）と答弁した。結果的に遡及時期は1965年とされたが、旧帝国臣民の国籍剥奪を問題だととらえる認識が政府の側にあったことを明らかにしたことは、国籍問題を歴史的にとらえる上で意義深い。

対外的には「日本国民」であった朝鮮人と台湾人の日本国籍を実務的に剥奪することが可能だったのは、内地戸籍と外地戸籍によって臣民を区別していたからである。朝鮮人と台湾人の男性と結婚した日本人女性も内地戸籍から外地戸籍に転籍されていたため、この時に日本国籍を剥奪された。当時の「外国人」約60万人のうち95%は朝鮮半島出身者であった。つまり、80年代半ばまで「外国人」として管理する対象は元帝国臣民（朝鮮半島出身者とその子孫、以下、在日）であったという日本の特殊性をおさえておきたい。

新生児の50人に1人は両親のどちらかが外国出身だが「ハーフ」に関する統計データはない。

下地 (2018) は日本社会において「混血」「ハーフ」の категорияが歴史的にいかにか構築され、それがいかなる社会的帰結をもたらしてきたのかを明らかにした。本稿との関係で重要なのは、戦後の「混血児問題」に対応するため厚労省が実態調査でその対象を「外国の軍人、軍属等を父に持ち、日本人を母に持って出生した児童」に限定する操作を行なったことである。これによって「混血児 20 万人説」は「3490 人」へと矮小化され、文部省は「混血児」に対する「永続的な深刻な差別視は皆無」だとして 1960 年に対策を打ち切った (同上: 117)。朝鮮系やアジア系を除外した「ハーフ」言説が形成されたのは「混血」と主張できるものを欧米系のみに限定したためである (同上: 169-170)。「外国人=米国人=英語話者」という外国人イメージと、国籍による「日本人/外国人」の二分法が定着していく中で、アジア系「ハーフ」の存在は不可視化された。「ハーフ」に対する差別構造が再生産されてきた要因には、政府の政策や統計、支援団体の運動、さらには学問領域での調査研究などによる影響をあげることができる (同上: 259)。

戦後生まれの在日は日本語を母語として育ち、日本の文化や社会も理解し、外見からは日本人と区別がつかない。しかし帰化しない限り「外国人」のままである。「五世になって国籍がないというのは、言ってみれば『異常事態』だ」という意見もある^{*7}。日本国籍を取得する在日の人たちはコミュニティ内部での葛藤をかかえながらも増え続けており、「今、在日は 10 組中 9 組が国際結婚であり、韓国籍だけを持って生まれてくる子どもは 10 人に 1 人」である^{*8}。在日と日本人の結婚も、帰化した在日と韓国人との結婚も、統計上は国際結婚に分類される。1980 年代後半に来日して定住した外国人も第二世代から第三世代に入っている。国籍による「日本人/外国人」の二分法では日本社会の実情をとらえきれない。

3 「重国籍=違法」との思い込み

日本国民の多くは、日本は「国籍唯一の原則」をとり「重国籍を認めていない」と思い込んでいる。この思い込みによる実害を示しておこう。高校生がアルバイトの面接で国籍を聞かれ複数国籍だと答えたところ、面接官に「それって法律違反だよな」と不採用になった事例が学習会に寄せられている。面接官の「重国籍=違法」という思い込みと曖昧な国籍法の理解に原因がある。高校生は国籍選択年齢に達しておらず、合法的に複数国籍を保持する権利が認められている。違法性を問われるいわれはまったくない。しかし、このような体験が当事者を委縮させ、問題を潜在化させる。極めて不健全な状況であると言わざるを得ない。

ここで国籍法自体に複数国籍を発生させる条文があり、複数国籍を解消する仕組みには限界があることを確認しておこう。複数国籍を発生させる国籍法の条文には次のものがある。①父母のどちらかが日本国籍で、もう一方の本国法が父母両系血統主義であれば子どもは複数国籍になる (2 条 1 号・2 号)。②日本人父と外国人母の婚外子で、父から認知された子は 20 歳に達する前に法務大臣に届け出ることによって日本国籍を取得でき、複数国籍になる (3 条 1 項)。③海外で出生により外国籍を取得した子は、日本の国籍留保届を提出しないと出生に遡って日本国籍を喪失する (12 条)。だが 20 歳に達する前に日本に住所を定め、法務大臣に届け出て日本国籍を取得すると、複数国籍になる (17

条1項)。^④帰化の際には原則として原国籍の離脱が求められる。しかし外国の法制度上、元の国籍離脱ができない場合は離脱せずに帰化が認められることがあり、複数国籍になる(5条2項)^{*9}。

いったん複数国籍になった国民の国籍を単一にする条文をみていく。本人が自らの意思で日本国籍を離脱することを定めているのは、^①外国籍を選択した時は日本国籍を失う(11条2項)と^②外国籍を有する日本国民は法務大臣への届出によって日本国籍を離脱できる(13条)のふたつ。次に^③国籍選択制度(14条)である。外国及び日本の国籍を有することとなったときが20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。日本国籍の選択方法は、「外国の国籍を離脱する」か「日本の国籍を選択して外国の国籍を放棄することを宣言する」ことによって行なう(14条2項)。^④日本の国籍を選択すると宣誓した場合は「外国の国籍の離脱に務めなければならない」(16条)。しかし、外国籍の離脱は努力義務であり法的な強制力はない。^⑤国籍選択を所定の期限内に行わない者に対して法務大臣は国籍の選択を催告し、一定期間内に選択をしない場合は日本国籍を喪失させることができる(15条)。しかしこれまでに、催告は一度も行われていない^{*10}。

以上をまとめると、国籍法は国籍の選択宣言をすることによって、日本国籍と外国籍の両方をもち続けることを許容している、ということが出来る。それだけに、日本国籍を離脱(あるいは喪失)することについて、当事者の意思を問うことなく、外国籍を取得したことをもって日本国籍を喪失させる国籍法11条1項の異質性が際立つ。ところが、このように有無を言わず重国籍者を排除する条文を定めていても、日本政府は本人が日本国籍の喪失届を提出しない限り、外国籍取得の事実を把握することができず、日本国籍を証明する戸籍は残る^{*11}。戸籍と国籍の一体性にずれが生じていることは政府も認識している。

遠藤(2013)は戸籍の機能は国民登録というよりも規範的意味の方が重要なのだという。戸籍をたどることで親子の血縁関係を証明することができ、これが「血」と「国民」という共同体幻想を形成する装置として機能してきた。ゆえに、国民管理の手段としてはすでに戸籍は十分な役割を果たせないことが分かっている、制度改革の俎上には上らない。旧帝国臣民を「外国人」に再編する時に使ったのが戸籍であったことを思えば、戸籍法は国籍法の上位規定ということになる。

4 国籍の流動化

2008年6月の最高裁違憲判決を受けて国籍法3条1項が改正された(2009年1月1日施行)。改正前の国籍法3条1項は、日本人父と外国人母との間に生まれた子が日本国籍を取得するには、父による認知だけでなく嫡出子になることを求めていた。最高裁はこれを法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反すると判示した。父母の婚姻は子が自らの意思や努力では変えることができないからである(秋葉, 2017)^{*12}。原告となった10名は全員が日本で生まれ育ち日本語を話し、日本に住み続けるつもりの子どもたちである。判決は「外国人」と「日本人」との境界線が動くという国籍の流動化を印象づけた。この判決後の法改正によって、2017年までに5503人が父親の認知を得て届出により日本国籍を取得した(法務省「改正国籍法に伴う国籍取得届出の状況」)^{*13}。国外に居住していた子

どもたちは「血統、文化、国籍」のうち「文化」についてはその条件を十分に満たしていない場合がある。

一方には、「日本国籍を喪失させられても、私が日本人であることには変わりはない」と語る人がいる。筆者に著書を託してくれたカナダに住むJさん（70代・男性）は1972年に29歳で渡米してミンクビジネスを学び、カナダで農場を開き、夫婦で助け合いながら二人の子どもを育て、北米で有数のミンク毛皮の生産者になった。しかし、隣接地がゴルフ場開発予定地になり、市の公聴会で拒否したため、永住権のみでは強制退去のリスクがあることを知り、やむなく19年目にカナダ国籍を取得した。Jさんは防衛大学校で学んだ経験があるためでもあるが、「天皇陛下から縁を切られる事だけは避けたい」と言い、「私は、固有の権利である、日本国籍をすてていません」と訴える。妻と娘は日本国籍のままである。長男は医学部に進学した際にカナダ国籍を取得した。カナダでは医師は国籍条項のある国家公務員であるため、だ。幸い長男は日本人と「国際結婚」したので、3人の孫は日本とカナダの国籍をもつ「ハーフ」である。Jさんは浄土真宗の宗徒として日本にある先祖の墓を守っている（Hama, 2013）。

Jさんの日本への痛切な思いにかかわらず国籍法11条1項はJさんがカナダ国籍を取得したことをもって日本国籍を喪失したと宣告する。「血統、文化、国籍」の三位一体のうち「国籍」を失ったことにより、Jさんは「純粋な日本人」から除外されてしまう。

5 国籍法の壁の前にたたずむ人びと

法務省データによると、国籍喪失者は711名（2012年）から1172名（2017年）へとわずか6年の間に1.6倍に、累計では5528名となった。初めて国籍喪失者が国籍取得者を超えたのは2016年だがその差は25名。ところが2017年にその差は206名と一気に広がった。本節では、国籍法11条1項によって日本国籍を喪失させられた人たちのケースをみていく。ひとつめは、日本人父とロシア人母の間に生まれた日本人の子どもたちが日本国籍を喪失している問題である。ふたつめは、国籍法11条1項と「グローバル人材」^{*14}の養成がトレードオフの関係にあること。みつめは、2018年3月に提起された国籍法11条1項違憲訴訟である。

(1) 日露ハーフの国籍確認訴訟

日本人の子は出生により日本国籍を取得する。ロシア人母も出生により子はロシア国籍を取得したとの認識でロシア大使館に出生届を提出した。ところが2002年に改正されたロシア国籍法は海外で生まれた子は出生により国籍を取得せず、一定期間内に大使館で手続きを行なうことにより国籍が付与される規定に変わっていた。このためロシア大使館に出生届を提出した数百人（実数は不明）にのぼる日露ハーフの子どもたちが日本国籍を喪失する事態が発生した。

この問題がどのような経過を経て社会問題化したのかを確認しておこう。日露ハーフの国籍問題が、『戸籍』第858号（2011年7月）と『戸籍時報』第684号（2012年6月）に初出した時期からすると、2010年頃には日本政府（少なくとも戸籍実務者）は問題を把握できていたということになる^{*15}。

対策をとらなければ引き続き問題が継続すると分かっているながら、政府は何ら対策をとらなかった。この訴訟の判決で問われたのは親の「法の不知」であった。だが連舫議員の国籍問題（詳細は本号特集の佐々木てる論文参照）の渦中で自らも米国籍の離脱が完了していなかったことを公表した小野田美紀議員の例をみれば、「法の不知」を当事者の責のみに帰すことはできない（武田、2018：43）。

2013年9月、原告父母は三男の出生届をロシア大使館に提出する直前に知人から日露ハーフの国籍問題を聞き、出生届の提出を中断した。しかしすでにロシア国籍を取得していた長男と次男の日本国籍の喪失が懸念されたため、子どもの日本国籍を確認するために動き始めた。しかし区役所の行政相談に行っても問題状況を理解してもらえず、区議会議員や国会議員などに相談しても解決策を見いだすことができなかった。ようやく外国人問題に詳しい弁護士にたどり着き、国籍確認訴訟によるほかに子どもの国籍問題を解決する途はないとの結論に達した。子どもの存在の根幹である国籍を曖昧な状態にしておくわけにはいかなかった。提訴したのは2014年9月である。

「1回目の公判の時に裁判長に、ロシア政府に出生届をなかったことにしてもらえないでしょうかねって言われたので、ロシア大使館に聞いたら、そんなことできないって回答をもらった。……この時点ですでに数百人の日露ハーフの日本国籍を喪失させ、帰化させていたので、私たちの主張を認めるわけにはいかなかったんですよ」（2018年3月の聞き取り）。

原告の父母は、子どもが出生によりロシア国籍を取得したとの認識で、ロシア国籍取得の意思はなかったと主張したが、自己の志望によってロシア国籍を取得した以上、国籍取得の意思があったかどうかの判断は不要と認定され敗訴した。二審は、原告父母には出生届は簡易帰化申請でもあるとの認識があったと事実認定され敗訴。控訴審ではこの事案に11条1項を適用するのは憲法違反だと主張した。根拠のひとつは憲法22条2項（国籍離脱の自由は自分の意思に反して国籍を奪われないことも含む）、もうひとつは憲法14条（法の下での平等にもとづけば、外国籍取得が自己志望か当然取得かで区別されるのは不合理）である^{*16}。しかし2017年12月7日、最高裁は憲法違反については議論を回避し、原告敗訴を確定させた。

この判決によって、原告の日本国籍はロシア国籍取得日（長男2007年11月：次男2010年7月）に喪失したことが確定し戸籍が削除された。以下に子どもたちの法的身分を回復させるプロセスをまとめた。在留特別許可が異例のスピードで春休み期間中に出されたのは行政側の配慮と思われるが、2019年1月現在も子どもたちは帰化審査中のロシア人のままである。各ステージごとに、当事者と行政の双方がかなりの時間とコストをかけて得るものとは言えば、原告が（当時は見かけ上であったが）日露の二重国籍という問題発生時の状態に戻るだけのことである。ロシア国籍法は「ロシア連邦国民による他国籍の取得は、ロシア連邦国籍の喪失をもたらさない」（6条2項）と定めているからである。

2018年

- 1月18日 法務省民事局長からの連絡により区役所が戸籍抹消（戸籍法105条）
- 1月22日 東京入管永住審査部門に在留特別許可申請の相談
- 2月1日 在留特別許可申請

- 3月15日 区役所に児童手当について相談（不法滞在期間に受領した手当は返還が必要だと言われたが、後に返還不要と確認された）^{*17}
- 3月29日 在留特別許可を得て合法滞在に（形式的に同日収容令書発布により収容→仮放免→特別審査官による口頭審理→在留特別許可の手順を踏む）
- 4月6日 東京法務局国籍課に帰化申請の相談（1回目）
- 5月9日 東京法務局国籍課に帰化申請の面談，申請書類受理（2回目）
- 7月13日 東京法務局で国籍課担当者の面接

国籍法11条1項が適用され日本国籍を喪失した日露ハーフの子どもたちはどれくらいいるのか。原告の父母が東京にある駐日ロシア大使館に三男の出生届を行なう際は、週に1回最大10件の受付で、手続きに3カ月を要していた。ここからこの年の申請件数は東京だけで400件ほどあったと推計できる。これに地方にあるロシア総領事館での取り扱い件数が加わる。

日本国籍を喪失した子どもたちは、在留特別許可を得て正規滞在者になったのち、帰化により日本国籍を再取得するよう指導される。しかし上記のような帰化手続きに費やす時間的・経済的余裕のある家族ばかりとは限らず、「(外形的に戸籍＝国籍があるような状態を維持して)行けるところまで行く」しかないと語る人たちもいる。中には子どものロシア国籍の離脱手続きをとった者もいる。ロシア国籍があると日本旅券にロシアのビザを得ることができないためだが、日本国籍を喪失した上にロシア国籍を離脱してしまえば子どもは無国籍になる^{*18}。これはより複雑な問題が表面化する時期を先送りしているに過ぎない。子どもの人権（国籍を失うことの重大性）についての認識が希薄すぎるのではないか。数百人におよぶ「日本人の子」の日本国籍喪失という問題が、特別在留許可と帰化によって救済されるからと、なかったことのようにされてしまうことは、著しく社会正義に反する。

(2) 国籍法11条1項該当者の取り締まり強化

1985年に生まれた重国籍者が2005年～2007年に国籍選択年齢に達することから、2000年代に入ると「国際結婚を考える会」などが国籍選択制度の廃止を求める国会請願活動を活発化させた。国会請願の紹介議員を引き受ける議員が増える一方で、国籍選択制度の厳格な運用を主張する議員の動きも目立つようになった^{*19}。当時の状況を確認するため、一例として法務委員会での質疑を紹介する。稲田朋美委員から、「催告」を一度も行なっていないのは「行政の怠慢で、もっと言うところ、不作為によって事実上の重国籍を認めている」ようなものではないのか、と追求された倉吉政府参考委員は次のように答えている^{*20}。

ただいま委員御指摘のとおり、法務大臣がこの法律に基づく国籍の選択をすべきことを催告した例というものは、これまでございません。これは、催告を行った場合は、催告を受けた日から一カ月以内に日本国籍を選択しなければ、自動的に日本国籍を喪失することとなるわけでありまして、このことが、重国籍者本人のみならず、その親族等関係者の生活その他全般にわたって極めて重大な影響を及ぼすものであることから、慎重に対処する必要があるからであり

ます。国籍選択義務の履行は重国籍者の自発的な意思に基づいてされるのが望ましい（下線は筆者）、こう考えておきまして、法務省としては、催告をするまでもなく重国籍が解消されるよう、国籍選択制度の周知に努めているところであります。

出生に伴う重国籍は実務的に容認する。一方で、2000年代後半になると、国籍法11条1項該当者の摘発を強化する傾向が顕著になってきた。3人の事例を紹介する。

① **Kさん**（女性、60代、米国籍取得、旅券更新時に国籍の疑義を指摘される）

Kさんは仕事（弁護士）の都合で米国籍を取得した。2008年には重国籍であることを申告した上で旅券更新を受けた。ところが2017年の更新時には米国籍を取得しているのではないかとの「国籍の疑義」が指摘され、「旅券申請取下書」の提出を求められた。Kさんが申請書の取り下げも米国籍を取得した疎明資料の提出も拒否したため、審査に入ることなく期間切れにより申請書は破棄された。

旅券センターに呼び出されたKさんに同行し、筆者が確認できたことがふたつある。ひとつは、2008年当時は旅券更新に必要な証明書類（戸籍抄本あるいは住民票の写し）の添付があれば、提出書類の真偽を改めて審査することは行なっていなかったこと。もうひとつは、2017年に「国籍の疑義」が指摘されたのは、この間に旅券センターの審査方針に変更があったこと。

Kさんに関しては、Kさんが駐米日本領事館の面接で米国籍を取得したと話したことがあり、その情報が外務省から旅券センターに回付されていたためだと推察できる。筆者が「国籍疑義者のリスト」について質問すると、担当者から次のような回答があった。「細かい仕組みは分かりませんが情報はあります。出入国記録からも分かりますし、いろいろと国籍法、国籍についての情報はあります。日本国政府として国籍に関しては重視しているってことで、私が言えることではないですが、わりと慎重に扱っています」（2017年12月の聞き取り）。何らかの理由でこの10年ほどの間に積極的に外国籍取得者の情報収集が行なわれるようになったということだ。同時にKさんのケースから確認できたことは、Kさんが米国籍取得の疎明資料を提出しない限り、行政が職権で戸籍抹消（戸籍法105条）までは行なっていないということである。

② **Sさん**（女性、40代、欧州勤務中に外国籍取得により日本国籍喪失、帰化申請中）

Sさんは大学卒業後に勤務したEU加盟国の企業が倒産し、2007年に就労のため居住国の国籍を取得した。最初に取得したビザは就労先が限定されていたものの5年間就労すれば転職可能なビザに変更できることになっていた。しかし入社3年目に会社が倒産し、Sさんの計画が狂った。EU市民が優先されてはいたが、Sさんも再就職先をなんとかみつけることができ、5年以上かかることになったが国内転職可能なビザ、すなわち永住権に変更できた。その際、区役所の担当者から就労機会を広げるために国籍取得を勧められた。突然の失業で苦勞したSさんはその勧めに従うことにしたが、その行為によって日本国籍を喪失してしまうとは思ってもよらなかった。帰化の際に取得した有効期間5年の当該国の旅券は一度も使用しないまま失効し、Sさんが使用していたの

は日本旅券のみである。

その後、日本に帰国し、外国籍の男性と結婚した。2017年に日本旅券更新を申請した際、旅券センターで外国籍取得の疑いを問われ、取得したと伝えると日本国籍の喪失を告げられた。Sさんは不法滞在者となり、子どもたちは出生に遡って戸籍が抹消された。追い打ちをかけるように入管職員からは、不法就労にあたるので直ちに仕事を休職又は退職するよう迫られた。「自分の母国で不法入国と不法滞在による退去強制の対象になるという状況におちいってしまい、入管で指紋をとられたり、本当に精神的におかしくなりそうでした」と振り返る。母子ともに在留特別許可を受けて正規滞在者となり、帰化審査中である（2019年1月現在）。

Sさんに「国籍の疑義」が生じたのは、EU内某国の帰化者リストを外務省がチェックし、その情報が旅券センターに回付されていたためであった。2007年頃には外務省が外国の帰化者リストから日本人らしき名前をチェックしていたということになる。

③ Mさん（男性、50代、米国籍取得後に欧州勤務を経て帰化により日本国籍再取得）

米国企業で働いていたMさんは、1996年に会社の勧めでグリーンカード（永住権）を取得した。結婚により米国に生活拠点が移ったことから2004年に米国籍を取得した。10年ビザに過ぎないグリーンカードでは、将来も更新し続けられるかどうかの保障がないためである。この行為によって日本国籍が喪失するという自覚はなかった。その後EU加盟国に赴任し、2011年、居住国の日本大使館で日本旅券の更新を申請した際に日本国籍の喪失を告げられ、国籍喪失届の提出を迫られた。2012年に日本勤務を命じられ「アメリカ人」として帰国した。在留資格を取得するには日本国籍の喪失手続きをとらなければならない。「日本国籍の喪失手続きが完了しないとアメリカ人として住民登録できないので、一時期『住所不定有職』でした」と言う。在留カードの居住地は「未定」と記載された。

国籍喪失手続きに区役所を訪れた際にかけられた「お望みでしたらこのタイミングでお子さんの国籍も喪失させましょうか？」という担当者の言葉が忘れられない。Mさんの日本国籍は2004年2月に遡って喪失したため、同年6月に生まれた長男は妻の戸籍に転載した。「妻も一緒に米国籍を取得していたら長男の日本国籍も剥奪されていました」。外国人の人権保障に制約^{*21}を設けている日本では、外国人に対する偏見や差別は「元日本人」へも容赦なく向けられる。

Mさんは生活拠点が日本になる見通しとなったため、2016年に帰化により日本国籍を再取得した。妻は日本国籍、子どもは日米重国籍、自分は米国籍というように家族の国籍がバラバラでは、今後さまざまな不都合が生じてくると懸念されたためである。そもそも日本が嫌で日本国籍を離脱したわけではない。人生の折々に仕事や生活の必要から国籍の選択をしてきたまでである。

(3) 「グローバル人材」の養成と国籍法

SさんとMさんは外国籍取得と日本国籍喪失が一体のものであることを理解していなかった。両者の事例は日本政府が高等教育機関に求める「グローバル人材」教育の課題を示すものでもある。海外で就労するのに必要な法知識の習得は自己責任に委ねられている。ふたりのケースは特殊なも

のとはいえない。海外でキャリアを積めるだけの能力を持つ人材を、国籍法によってみすみす失っていることは、ノーベル賞を受賞した「元日本人」の事例からも明らかだ^{*22}。

2018年7月に筆者が担当する「グローバル時代の人権」の授業で学生の要望があり、複数国籍に関する最近の議論について紹介した。すると181人のうち60人から国籍に関するコメントが寄せられ、うち17人が当事者もしくは友人・知人に「ハーフ」がいるというように、国籍が予想以上に学生たちにとって身近な話題であることが分かった。60人のコメントに共通していたのは国籍法について聞くのは初めてだったということである。国籍と忠誠心を結び付けるコメントは見られなかった。むしろ、「ハーフ」に国籍選択を迫る国籍法についての疑問が大半を占めた。その一部を紹介する。

- ・どちらかを選べなんて理不尽だなと思います。もうすでに多民族国家化していることを認めた方がよいのではないかと思います。それを踏まえていろいろな人たちが共存しやすい国づくりをしていった方が、国としても良いのではないかと思いますし、あれだけグローバル化といっているのに、反対方向に進んでいるように感じました。(2年生・女性)
- ・複数国籍の問題はととても難しいと思います。高校の友達に日米ハーフの子がいたが、その子も20歳になったらどちらかに国籍を決めなくてはならないと言っていた。……外国籍をとって日本から捨てられるのも嫌なはず。……私は複数国籍をもっていてもいいと思う。それはハーフで生まれた人の権利だと思う。(2年生・男性)
- ・国籍が複数あることによって、ひとつしかない人が損害を受けたり、複数持っている人が得をしたりしないのであれば、国籍はいくつあっても別に良いのではないかと思います。(3年生・男性)
- ・複数国籍をもつことにどんな弊害があるのか分からない。生まれた国、育った国、その人にとってどっちがいいのか。優劣はあるにしろ決めることは難しい。国が強制するのはお門違いな気がする。複数の国籍をもっていたところで、その人の何が違うのか。結局のところたいてい変わらない。(2年生・男性)
- ・蓮舫議員の国籍が問題になったことが記憶に新しいが、戦争など多くの事情で国籍の問題が積み重なってきたのだと分かった。ハーフの友達が小さい頃はけっこういたが、こういう問題を抱えていたのだろうと思った。(1年生・女性)
- ・国籍に関して深く考えたことは正直なところ全くなかったが、「国籍は人権のための人権」といった旨の言葉が印象に残りました。自分のルーツを知りたいと思うことは自然なことだと思う。話はそれるが、国籍とは、国とは何だろうと、今回の講義を聞いて疑問に思った。これだけ国籍に振り回される人がいると知るとなんだかやるせなくなる。国というより人種の問題かもしれないが、地球上のすべての人びとをごちゃまぜにして攪拌したくなった。生まれながらにして抱える問題は非常に難しいものだと思う。(1年生・男性)

(4) 国籍法11条1項違憲訴訟

2018年3月に国籍法11条1項違憲訴訟が東京地裁に提起された。原告はスイス国籍を取得した

5名とりヒテンシュタイン国籍を取得した1名、そしてこれからスイス国籍とフランス国籍の取得を希望している2名の計8名である。主張の核心は、「日本国民が、外国籍を取得して生活や活躍の場を日本内外に広げるとき、その日本国民から日本国籍を奪う国籍法第11条1項は、憲法第10条の委任の範囲を超えるものであり違憲無効である」というものである。以下に簡単に論点を紹介しておきたい。

1点目は、国籍法11条1項は、明治憲法下の国籍法20条をそのまま受け継いだものであること。現憲法下では国民が主権者であり（憲法前文1項、1条）、国民の幸福追求権は国政上最大限尊重され（憲法13条）、国籍離脱の自由（憲法22条2項）が保障される。なお国籍離脱の自由には日本国籍を離脱しない自由も含まれる。なぜなら作為の自由は不作為の自由と表裏一体の関係にあるからである。現憲法下では、国民は日本国籍を離脱するか否かを自由に決めることができる（自己決定権）。ゆえに、日本国籍離脱に向けた本人の直接の意思表示がない限り、日本国籍は失われない（13条及び22条2項）。

2点目は、複数国籍者に対する扱いの不平等性である。国籍法11条2項ないし16条は重国籍者が日本国籍を保持する道を残しているのに対して、11条1項は外国籍取得により自動的に日本国籍を喪失させるものであり、平等原則を定める憲法14条に違反する。

3点目は、国家賠償を求める根拠としての立法府の不作為についてである。第1に、外国籍取得を日本国籍喪失原因とする規定を廃止するか、日本国籍を離脱するかどうかを当事者の意思に委ねる規定に改めるべきであったのに、国会はそれを怠った。第2に、遅くとも1984年の国籍法改正時には、11条1項を維持する必要性も合理性もないことが明らかになっていたにもかかわらず、国会は同条項を廃止または改正することを怠ってきた。

原告8名のうち5名は、日本で生まれ、日本で育ち、海外でキャリア形成に取り組んできた「グローバル人材」の先駆けともいべき人びとである。居住国の日本人会の役員経験者も含まれている。懸命に努力した結果として国に棄てられるという現状に対する義憤とともに、このような国籍法のあり方が将来世代を委縮させることへの懸念を強くもっている。このため、訴訟を国籍法についての「国民的議論」に結び付けるためのさまざまな取り組みを行なっている。たとえば、ネットでの署名活動^{*23}や情報発信^{*24}、公判傍聴者との交流会、海外にいる国籍喪失者とのネット中継（zoom）による意見交換など。トランスナショナルな市民運動として本訴訟の展開を注視していきたい。

6 まとめ

法と実態に乖離が生じた場合の対応にはふたつの方向性がある。ひとつは実情を調べ、制度を見直すこと。もうひとつは行政の無誤謬性を優先して取り締まりを強化し、制度に人びとを従わせることもありうる。国籍法に関しては、国籍喪失者数が顕著に増加していることから後者に向かっていく懸念がある。

国籍法11条1項による国籍喪失者が求めているのは、外国籍を取得した時に日本国籍を保持す

るか放棄するかを選べるようにしてほしい、という控えめなものである。本稿では、日露ハーフの国籍喪失問題と「グローバル人材」と呼べる人びとが日本国籍を喪失している実情、そして「重国籍=違法」との思い込みが、合法的重国籍の若者を採用面接で排除する実害が発生していることを明らかにした。現実から乖離した法律に固執することで、何を守り、何を得ようとしているのだろうか。

2008年の国籍法改正衆参両院の法務委員会で、重国籍の検討を付帯決議したが放置されたままである。複数国籍の議論には、アイデンティティとしての民族と国籍の分離、あるいは市民権と国籍の分離、さらには戸籍制度という近代日本の国家形成の基盤となった制度の検討に波及する可能性がある。これが立法府での不作為が続く理由でもあろう。ゆえに当事者らは司法判断を求めて違憲訴訟を提起したわけだが、「国民的議論」も不可欠である。この点については学生たちのコメントに希望を見いだすことができる。

学生たちのコメントからは、国籍の壁に苦しむ人びとへの共感、そして自分も当事者になりうるという想像力を働かせて、国籍のあり方や国家の存在意義へと思考を広げる様子が伝わってくる。建設的議論に必要な情報をどのように共有し、在日の人びとや「元日本人」の経験をどのように取り込んでいくか。留意すべきは、連帯すべき人びとが「純粋な日本人」からの距離によって境界線を引き合うような事態をさけることだ。「血統、文化、国籍」の三位一体幻想を「国民的議論」を通じてどこまで脱構築できるかが重要な課題になる。国籍法11条1項違憲訴訟の原告団や支援者のトランスナショナルな市民運動をはじめ、社会的課題に取り組むさまざまな市民運動をつないでいくことがひとつの方向性になるだろう。移民政策と国籍法を一体のものとして議論することで、「日本人/外国人」の二分法を超える地平を切り開く可能性も広がるのではないだろうか。

- *1 日本国籍と外国国籍の親のもとに生まれた子については、「混血」「ハーフ」「ダブル」「ミックス」「国際児」「クォーター」などの呼称が用いられるが本稿では「ハーフ」を用いる。
- *2 2018年に近藤博徳弁護士が法務省の国籍事務担当者から得た推計値。日本政府は複数国籍者の存在を認識しつつ、これを容認あるいは放置していることを確認しておきたい。
- *3 筆者が国籍法に関心をもったのは、台湾で日本人結婚移住者と懇談した際に「子どもたちをグレーな状況においておきたくない」という切実な思いに接し、また、年配の女性たちが「私は台湾人になって（結婚により日本国籍を喪失して）こっちに来たけど、あなたたちは日本人のままよかったですね」と語る場面に遭遇したのできっかけだった。
- *4 筆者は2017年7月に発足した複数国籍学習会の代表世話人を務めている。学習会には国内外の当事者と研究者、一般市民、行政書士や弁護士など実務家が参加し、国籍法の条文解釈にとどまらず、それらがどのような場面で、どのような不都合を生じさせているのか、という情報交流を通じて国籍法のあり方について学び合っている。本稿の国籍法の解釈は、2018年5月26日に開催された移民政策学会年次大会のミニシンポジウム「複数国籍の是非と『国のあり方』——国籍法と実態のギャップから」における近藤博徳弁護士のコメントと学習会での議論に依拠している。
- *5 「元祖日本人」は壬申戸籍に登録された者とされている。壬申戸籍は居住地主義をとり、たとえば、小笠原諸島にいた欧米系住民も1882年までに帰化により「日本臣民」となった。日本では戸籍に記載されている者が日本国籍をもつ「戸籍本位主義」をとる（遠藤、2013）。外国籍の親が帰化により日本国籍を取得すれば、その子は出生により日本国籍を取得する。その一方で戸籍は届出主義をとるため、日本人の子であっても届出がなければ無戸

籍、つまり日本国籍の証明がない者となる。「日本人の血」とはこのように政治的・社会的概念である。

- *6 第101回国会、衆議院法務委員会、第12号議事録、昭和59(1984)年4月20日。
- *7 『エトランデュテ』在日法律家協会会報、第2号(2018年4月)の緊急座談会「外国人地方参政権の目はなくなったのか?」での樋口直人氏の発言。
- *8 2018年5月16日付民団新聞。
- *9 日本人が中華民国(台湾)に帰化する場合、日本政府は日本国籍の離脱を認めず、台湾政府は日本政府の国籍離脱不受理証明をもって帰化を認める運用を行なっている。このため、台湾に帰化した日本人も複数国籍になる。国籍別に帰化者の多い国籍をみると、韓国・朝鮮、中国、ブラジル、フィリピンの順である。ブラジルとフィリピンは日本への帰化に際して国籍離脱ができないため複数国籍になる。
- *10 法務省はウェブサイトやポスターなどで国籍選択義務のみを強調している。国籍離脱者770名(2017年)の中には勘違いによる離脱者が含まれている可能性がある。
- *11 2018年3月、近藤博徳弁護士が法務省に確認したところ、日本と国籍取得に関して相互通報関係にあるのは、ドイツ、オーストラリア、チリの3カ国である。国連加盟国が196カ国にのぼる中で3カ国しか相互通報を結んでいる国がないということは、残りの193カ国は国民の外国国籍について厳密な管理をすることにそれほどの価値をおいていないことを示唆しているものとみなすことができる。
- *12 国籍法3条1号の違憲性を争っていたのはふたつの事件であった。ひとつは原告1名で、日本人父の認知が出生後であったために日本国籍を取得できず強制退去処分を受けたケース。もうひとつは原告9名で、同様の理由により日本国籍を取得できなかったケースである。
- *13 対象となるJFC(Japanese Filipino Children)は当時3~4万人と推定されていた。日本国籍取得者数は法務省のサイトで確認できる(<http://www.moj.go.jp/content/001173996.pdf>, 2018年10月20日アクセス)。
- *14 産学連携によるグローバル人材育成推進会議は、グローバル人材を「世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間」(2011年4月)と表現する。筆者は企業が負担すべき研修コストを外部化する口実に「グローバル人材」養成を利用している現状には批判的立場だが、「日本に必要な人材」の議論に抜け落ちて海外で生まれ育つ日本人結婚移住者の子どもたちの存在を可視化する意図をもってこの用語を使う(武田, 2016)。
- *15 在京ロシア人研究者によると、ロシア語圏のネットコミュニティ(2014年頃facebookに移行)に2009年か2010年の夏休みにロシアに帰国した女性が日本への再入国審査で子どもの日本旅券に出国印しかないことを指摘され、ロシア旅券もあるといったところ、日本国籍喪失と言われたと投稿があり、しばらくして2ケース目が出てパニックが起きた。東日本大震災(2011年)後に多くの家族がロシアに一時帰国し、再入国審査で日本旅券の没収が相次いだ。2013年頃ロシア大使館に正確な情報提供をしないことについて電話でのクレームが殺到したようだが、直後に大使館員が全員入れ替わりうやむやになった(2018年1月22日、聞き取り)。
- *16 詳細は本裁判の意見書を執筆した柳井(2018)を参照。
- *17 児童手当に関しては特定非営利活動法人移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)から次のような情報提供を得た。(1)児童手当は国が公的に認めている非正規滞在者に対する住民サービスには含まれていないが自治体の判断で支給することは禁止されておらず、事例としても存在する。(2)とりわけ、在留特別許可をえる可能性が高い(確実性が高い)非正規滞在者に対しては、自治体は合法化(在留特別許可)を待たずして、支給していることが多い。(3)日本国籍を喪失した子どもたちは、(2)に該当するのでこれまでの支給は間違っていない。その根拠としては、当該子どもが入管法第50条の以下の②に該当するからである。第50条(法務大臣の裁決の特例)法務大臣は、前条第3項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。①永住許可を受けているとき。②かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。③人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。④その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。
- *18 ロシア政府も通常は無国籍になると分かっている国民の国籍離脱は認めない。日露ハーフの国籍問題が生じた当初の混乱のなかで、日本旅券を持っている者は日本国籍を保持していると思われて離脱を認めたものと思われる(2019年2月の聞き取り)。

- *19 「国際結婚を考える会」の国会請願活動は同会のサイトで報告されている (http://amf.world.coocan.jp/petition_result.html, 2019年1月15日アクセス)。紹介議員が最も多かったのは162回通常国会(2005年)で77名である。
- *20 平成21(2009)年5月12日, 第171回国会法務委員会, 第10号議事録。
- *21 関(2011)は, 外国人の基本的な人権(とりわけ社会保障分野)が法律によることなく, 省令や担当係長の口頭指示といった形で取り扱われていること, 加えてより根源的な問題として, 外国人の人権享有主体性についての基準をマクレーン事件の最高裁判決(最大判昭和53〔1978〕年10月4日)に求めていることの問題性を指摘する。なぜなら, 「係争対象となった行訴処分は1970年8月の在留期間更新不許可処分」であり, 日本が最初に批准した国際人権条約の発効が1979年だったからだ。同判決は国際人権条約を踏まえていない。ゆえにその後の「国際環境の変化や日本における外国人居住者数の構成の変動をも踏まえて」, 外国人の人権享有主体のあり方については再考されなければならないと言う(同上:112-115)。
- *22 南部陽一郎氏(2008年), 中村修二氏(2014年), カズオ・イシグロ氏(2017年)。
- *23 change.orgを活用した「国籍法11条改正を求める有志の会」による署名活動で, 日本人が外国籍を取得した際, 日本国籍を保持するか放棄するか選べるようにするための支援を求めている。2018年2月26日に開始した署名の賛同者は, 2019年2月8日時点で3万2814人に達している (<http://bit.ly/AlwaysJapanese>, 2019年2月8日アクセス)。
- *24 国籍法11条違憲訴訟支援ネットワーク (<http://yumejitsu.net/>, 2019年2月8日アクセス)。

《参考文献》

- ・ 秋葉丈志, 2017『国籍法違憲判決と日本の司法』信山社
- ・ 遠藤正敬, 2013『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』明石書店
- ・ 呉泰成, 2016「在外同胞主導の外国人政策——韓国における定住外国人の法的地位と社会的権利」『アジア太平洋レビュー』13号, 大阪経済法科大学, 58~69頁
- ・ 小熊英二, 1995『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社
- ・ 柏崎千佳子, 2010「日本のトランスナショナルリズムの位相——〈多文化共生〉言説再考」渡戸一郎・井沢泰樹編『多民族化社会・日本——〈多文化共生〉の社会的リアリティを問い直す』明石書店, 237~255頁
- ・ 是川 夕, 2018「日本における国際人口移動転換との中長期的展望——日本特殊論を超えて」『移民政策研究』10号, 移民政策学会, 13~28頁
- ・ 下地ローレンス吉孝, 2018『「混血」と「日本人」——ハーフ・ダブル・ミックスの社会史』青土社
- ・ 関 聡介, 2011「日本社会の多文化／多国籍化と人権擁護法制」北協保之編『「開かれた日本」の構想——移民受け入れと社会統合』ココ出版, 108~126頁
- ・ 武田里子, 2016「グローバル人材の議論と日系国際児——2015年台湾調査から」『アジア太平洋研究センター年報』13号, 大阪経済法科大学, 17~24頁
- ・ 武田里子, 2017「複数国籍の日本ルーツの子どもたちの存在から問う『国のあり方』」『国際地域学研究』20号, 東洋大学, 67~82頁
- ・ 武田里子, 2018「グローバル化時代の『国益』と複数国籍の是非をめぐって」『国際地域学研究』21号, 東洋大学, 35~50頁
- ・ 田中 宏, 1984「植民地統治を支えた国籍」土井たか子編『「国籍」を考える』時事通信社, 155~176頁
- ・ Hama, James, 2013『北米への道 Mission to North Amerika』Fraser Journal Publishing: CANADA
- ・ 福岡安則, 1993『在日韓国・朝鮮人——若い世代のアイデンティティ』中公新書
- ・ 柳井健一, 2018「国籍を離脱させられない自由——国籍法11条1項による日本国籍の剥奪」『法と政治』69巻2号, 関西学院大学法政学会, 199~229頁
- ・ 渡辺富久子, 2014「立法情報 ドイツ国籍法の改正」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』

A Proposal Towards Nation-Level Discussion on the Question of Multiple Nationality

TAKEDA Satoko

OSAKA University of Economics and Law

Key Words: Nationality Act, Japanese and Russian mixed race children, multiple nationality

With the beginning of the new century, those whose ways of living are limited by the Japanese Nationality Act began to voice their opinions. The point in question is Section 1 of Article 11 of the present Nationality Act, that wholly inherits the former Nationality Act under the Meiji constitution. This article automatically cancels the Japanese nationality of those who voluntarily obtained a foreign nationality. “Former Japanese citizen” who received the Nobel prize may be an extreme example, but people who have the potential of building an excellent career abroad are losing their citizenship because of this article. There is also the problem of hundreds of Japanese and Russian mixed race citizens born and raised in Japan, losing their Japanese citizenship. In March, 2018, number of “former Japanese citizens” filed suit on the unconstitutionality of Article 11, Section 1 of the Nationality Act.

On the question of multiple nationality, the government has been repeating its view that they “need to look closely at the international trend and deepen the nation-level discussion among the Japanese citizens.” Because many assume that multiple nationality is against the law, society tends to see those with multiple nationality as themselves responsible for the situation, and the discussion does not develop from the issue of nationality towards how nations should shape their policy in a global age. Taking into account of the frequency of movement of people between nations, we are perhaps at a point where we should discuss the definition of citizens itself.

The aim of this paper firstly is to clarify that the Nationality Act itself contains an article that inevitably generate multiple nationality, and to correct the notion of “multiple nationality is illegal.” Secondly, while focusing on those who have lost their nationality, the paper seeks to propose a constructive nation-level argument towards the answer to the question of multiple nationality.